

令和元年 11 月 21 日

記 者 発 表 資 料

総 務 部
財 政 部

令和元年第5回徳島市議会定例会 (提出議案等)

1. 予算議案 (4件)

- ① 令和元年度徳島市一般会計補正予算 (第3号)
- ② 令和元年度徳島市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)
- ③ 令和元年度徳島市水道事業会計補正予算 (第2号)
- ④ 令和元年度徳島市市民病院事業会計補正予算 (第1号)

2. 条例議案 (12件)

- ① 事務分掌組織条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ② 徳島市職員定数条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ③ 徳島市職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ④ 徳島市手数料条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑤ 徳島市暴力団排除条例を定めるについて
- ⑥ 徳島市産業支援交流センター条例を定めるについて
- ⑦ 徳島市中央卸売市場業務条例を定めるについて
- ⑧ 徳島市都市公園条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑨ 徳島市下水道条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑩ 徳島市都市下水路条例を定めるについて
- ⑪ 徳島市企業の業務状況の報告に関する条例等の一部を改正する等の条例を定めるについて
- ⑫ 徳島市水道事業及び公共下水道事業の組織に関する条例を定めるについて

3. 単行議案（15 件）

- ① 市道路線の廃止について《4 路線》
- ② 市道路線の認定について《14 路線》
- ③ 工事請負契約の締結について《昭和ポンプ場監視制御設備改築工事》
- ④ 財産の取得について《四国横断自動車道側道整備事業川内横断側道 13 号線用地》
- ⑤ 損害賠償額の決定について《個人情報漏えい》
- ⑥ 指定管理者の指定について《徳島市文化振興施設及び徳島ガラススタジオ》
- ⑦ 指定管理者の指定について《徳島市市民活力開発センター》
- ⑧ 指定管理者の指定について《徳島市新浜交流センター》
- ⑨ 指定管理者の指定について《徳島市生涯福祉センター》
- ⑩ 指定管理者の指定について《徳島市加茂名デイサービスセンター》
- ⑪ 指定管理者の指定について《徳島市立図書館》
- ⑫ 指定管理者の指定について《徳島市立青少年交流プラザ》
- ⑬ 指定管理者の指定について《徳島市立体育館等体育 13 施設》
- ⑭ 指定管理者の指定について《徳島市勤労者体育館》
- ⑮ 指定管理者の指定について《都市公園 113 施設及びとくしま植物園緑の相談所》

4. 報告（16 件）

- ① 専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ② 専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ③ 専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ④ 専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑤ 専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑥ 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑦ 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑧ 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑨ 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑩ 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑪ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：道路維持課）》
- ⑫ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：道路維持課）》

- ⑬ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：資産税課）》
- ⑭ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：住宅課）》
- ⑮ 専決処分の報告について《工事請負契約の変更について（下水道事務所建設課）》
- ⑯ 専決処分の報告について《工事請負契約の変更について（スポーツ振興課）》

5. 追加提出予定議案

① 条例議案（4件）

- (1) 徳島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を定める
について
- (2) 徳島市議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例を定めるについて
- (3) 常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を定める
について
- (4) 徳島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

② 予算議案（5件）

- (1) 令和元年度徳島市一般会計補正予算（第4号）
- (2) 令和元年度徳島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (3) 令和元年度徳島市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- (4) 令和元年度徳島市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (5) 令和元年度徳島市職員給与等支払特別会計補正予算（第1号）

③ 人事議案（1件）

- (1) 固定資産評価審査委員会委員の選任について

令和元年度 1 2 月補正予算会計別総括表

一般会計補正予算（第3号）

【歳入】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金	1,102,930	32,619	1,135,549
15 国庫支出金	20,088,211	292,147	20,380,358
16 県支出金	7,375,134	158,294	7,533,428
19 繰入金	1,079,230	28,413	1,107,643
20 諸収入	1,989,212	327,243	2,316,455
21 市債	9,863,200	151,200	10,014,400
22 繰越金	69,478	98,576	168,054
歳入合計	100,410,885	1,088,492	101,499,377

【歳出】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国・県	地方債	その他	
3 民生費	47,701,680	551,239	48,252,919	412,078			139,161
4 衛生費	9,610,590	108,423	9,719,013	20,763	28,400		59,260
6 農林水産業費	1,130,672	16,500	1,147,172	16,500			
7 商工費	2,230,406	390,820	2,621,226			354,906	35,914
8 土木費	11,079,386	3,080	11,082,466	1,100		750	1,230
9 消防費	2,833,502	14,800	2,848,302		14,800		
10 教育費	8,773,868	3,630	8,777,498				3,630
歳出合計	100,410,885	1,088,492	101,499,377	450,441	43,200	355,656	239,195

《歳出款別事業別》

◎ 民生費	【 551,239千円】
(1) 国民健康保険事業特別会計繰出金	1,800千円
(2) 介護給付費・訓練等給付費	549,439千円
◎ 衛生費	【 108,423千円】
(1) 健康づくりシステム改修費	3,619千円
(2) 水道事業会計出資金	28,400千円
(3) 医療扶助費（子ども医療費）	42,429千円
(4) 廃棄物等最終処分事業費	33,975千円

◎ 農林水産業費	【 16,500千円】
(1) ため池現況調査費	16,500千円
◎ 商 工 費	【 390,820千円】
(1) 徳島市観光協会債務整理経費	390,820千円
◎ 土 木 費	【 3,080千円】
(1) 国土強靱化地域計画策定事業費	2,330千円
(2) さくら並木等整備費	750千円
◎ 消 防 費	【 14,800千円】
(1) 同報無線設備整備費	14,800千円
◎ 教 育 費	【 3,630千円】
(1) 要保護及び準要保護児童就学援助費（小学校）	1,139千円
(2) 要保護及び準要保護生徒就学援助費（中学校）	2,491千円
◎ 債務負担行為補正（追加）	
(1) 文化振興施設指定管理料（限度額：251,630千円 期間：令和2年度～令和6年度）	
(2) 市民活力開発センター指定管理料（限度額：64,665千円 期間：令和2年度～令和6年度）	
(3) 徳島ガラススタジオ指定管理料（限度額：85,510千円 期間：令和2年度～令和6年度）	
(4) 生涯福祉センター指定管理料（限度額：990,000千円 期間：令和2年度～令和6年度）	
(5) 公園施設指定管理料（限度額：880,000千円 期間：令和2年度～令和6年度）	
(6) 青少年交流プラザ指定管理料（限度額：73,705千円 期間：令和2年度～令和6年度）	
(7) 図書館指定管理料（限度額：1,354,225千円 期間：令和2年度～令和6年度）	
(8) 体育施設指定管理料（限度額：1,204,010千円 期間：令和2年度～令和6年度）	

国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

【歳入】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	2,726,705	1,800	2,728,505
歳入合計	25,636,614	1,800	25,638,414

【歳出】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	653,212	1,800	655,012
歳出合計	25,636,614	1,800	25,638,414

個人情報漏えいに伴う損害賠償金に係る所要の補正

◎ 総務費 ----- 損害賠償金

1,800千円

水道事業会計補正予算（第2号）

【資本的収入】

（単位 千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入		1,277,617	28,400	1,306,017
	8 他会計出資金	35,700	28,400	64,100

【資本的支出】

（単位 千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出		4,111,634	2,766	4,114,400
	3 県補助金返還金		2,766	2,766

◎ 県補助金返還金--- 前年度決算に伴う県補助金の返還金

2,766千円

市民病院事業会計補正予算（第1号）

【収益的支出】

（単位 千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業費用		10,991,599	130,000	11,121,599
	1 医業費用	10,572,487	130,000	10,702,487

◎ 医業費用 ----- 手術件数の増加に伴う診療材料費の増額

130,000千円

令和元年度 12月補正予算の概要

一般会計補正予算（第3号）

1 「つなぐ」まち・とくしまの実現……………【 600,917千円】

(1) 国民健康保険事業特別会計繰出金〈保険年金課〉	1,800千円
(2) 介護給付費・訓練等給付費〈障害福祉課〉	549,439千円
(3) 健康づくりシステム改修費〈保健センター〉【新規】	3,619千円
(4) 医療扶助費（子ども医療費）〈子育て支援課〉	42,429千円
(5) 要保護及び準要保護児童就学援助費（小学校）〈学校教育課〉	1,139千円
(6) 要保護及び準要保護生徒就学援助費（中学校）〈学校教育課〉	2,491千円

2 「まもる」まち・とくしまの実現……………【 96,005千円】

(1) 水道事業会計出資金〈環境保全課〉	28,400千円
(2) 廃棄物等最終処分事業費〈市民環境政策課〉	33,975千円
(3) ため池現況調査費〈耕地課〉	16,500千円
(4) 国土強靱化地域計画策定事業費〈土木政策課〉【新規】	2,330千円
(5) 同報無線設備整備費〈消防局総務課〉	14,800千円

3 「おどる」まち・とくしまの実現……………【 391,570千円】

(1) 徳島市観光協会債務整理経費〈観光課〉【新規】	390,820千円
(2) さくら並木等整備費〈公園緑地課〉	750千円

※ 債務負担行為補正（追加）

(1) 指定管理料

指定管理者の指定に伴い、令和2年度以降に指定管理料の支払義務が生じるため、債務負担行為の補正（追加）を行う。

① 文化振興施設指定管理料〈文化振興課〉

（限度額： 251,630千円 期間：令和2年度～令和6年度）

② 市民活力開発センター指定管理料〈市民協働課〉

（限度額： 64,665千円 期間：令和2年度～令和6年度）

③ 徳島ガラススタジオ指定管理料〈文化振興課〉

（限度額： 85,510千円 期間：令和2年度～令和6年度）

④ 生涯福祉センター指定管理料〈保健福祉政策課〉

（限度額： 990,000千円 期間：令和2年度～令和6年度）

⑤ 公園施設指定管理料〈公園緑地課〉

(限度額： 880,000 千円 期間：令和2年度～令和6年度)

⑥ 青少年交流プラザ指定管理料〈社会教育課〉

(限度額： 73,705 千円 期間：令和2年度～令和6年度)

⑦ 図書館指定管理料〈社会教育課〉

(限度額：1,354,225 千円 期間：令和2年度～令和6年度)

⑧ 体育施設指定管理料〈スポーツ振興課〉

(限度額：1,204,010 千円 期間：令和2年度～令和6年度)

【一般会計予算総額】

補正前の額	補正額	計
100,410,885千円	1,088,492千円	101,499,377千円

【一般会計補正予算の対前年度比較】

(単位 千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	増減額
12月 補正計上額	1,042,500	1,088,492	45,992
12月 補正後予算額	99,740,447	101,499,377	1,758,930

国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

個人情報漏えいに伴う損害賠償金について、所要の補正を行う。

1 総務費(損害賠償金)..... 1,800千円

補正前の額	補正額	計
25,636,614千円	1,800千円	25,638,414千円

水道事業会計補正予算（第2号）

平成30年度決算に伴い、県から交付を受けた補助金の一部を返還する必要があるため、所要の補正を行う。

- 1 県補助金返還金…………… 2,766千円
(資本的支出)

補正前の額	補正額	計
4,111,634千円	2,766千円	4,114,400千円

市民病院事業会計補正予算（第1号）

手術件数の増加に伴い診療材料費の支出が見込みを上回ったため、所要の補正を行う。

- 1 医業費用（材料費）……………130,000千円
(収益的支出)

補正前の額	補正額	計
10,991,599千円	130,000千円	11,121,599千円

令和元年第 5 回徳島市議会定例会

(条例議案の概要説明)

① 事務分掌組織条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 分掌事務の改正

公共下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、土木部の分掌事務のうち、「公共下水道に関すること。」を削る。

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

② 徳島市職員定数条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 職員定数の改正

公共下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用し、水道局を上下水道局とすることに伴い、職員の定数について改正する。

改正案		現行	
区分	職員定数	区分	職員定数
市長の事務部局の職員	1, 489人	市長の事務部局の職員	1, 606人
上下水道局の職員	222人	水道局の職員	179人

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

③ 徳島市職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 正規の勤務時間以外の勤務

職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務に関する規定を整備する。

2 関係条例の改正

前記 1 の改正に伴い、次の条例で本条例を引用している条項を整備する。

(1) 徳島市職員の給与に関する条例

- (2) 職員の休日及び休暇に関する条例
- (3) 職員の特殊勤務手当に関する条例
- (4) 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

④ 徳島市手数料条例の一部を改正する条例を定めるについて

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「計画」という。）の認定等を申請する場合の手数料について改正する。

1 手数料の額

複数の建築物の連携によりエネルギー消費性能の向上に取り組む場合の計画の認定等申請手数料の額は、建築物1棟ごとに計画の認定等申請手数料を算定した額の合計額とする。

2 施行期日

公布の日から施行する。

⑤ 徳島市暴力団排除条例を定めるについて

本市における暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって安全で平穏な市民生活の確保に寄与することを目的とする。

1 基本理念

暴力団の排除は、社会全体として、暴力団が市民の生活及び社会経済活動に悪影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民及び事業者による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

2 市の責務

市は、基本理念にのっとり、市民及び事業者の協力を得るとともに、徳島県暴力追

放運動推進センター等の団体との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

3 市民及び事業者の役割

(1) 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携及び協力を図りながら取り組むよう努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(2) 事業者は、基本理念にのっとり、その事業に関し、暴力団と一切の関係を持たないよう努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

(3) 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を持つことがないよう努めるものとする。

(4) 市民及び事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、当該情報を市へ提供するよう努めるものとする。

4 市の事務及び事業における措置

市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

5 公の施設の使用における措置

市長、教育委員会、公営企業管理者又は指定管理者は、市が設置した公の施設が暴力団の活動の用に供されると認めるときは、当該施設の使用を許可せず、又は使用の許可を取り消すことができる。

6 市民及び事業者に対する支援

(1) 市は、市民及び事業者が行う暴力団事務所の撤去運動その他の暴力団の排除のための活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(2) 市は、市民及び事業者が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、警察と密接に連携し、その安全の確保に配慮するものとする。

7 青少年に対する指導等

(1) 市は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団が関与する犯罪の被害を受けないようにするための指導又は啓発が、必要に応じて行われるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(2) 青少年の育成に携わる者は、暴力団の排除の重要性を認識し、青少年が暴力団に加入せず、及び暴力団が関与する犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

8 暴力団の威力の利用の禁止

市民及び事業者は、債権の回収、紛争の解決等のため、暴力団員を利用し、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧する等、暴力団の威力を利用してはならない。

9 利益の供与の禁止

市民及び事業者は、暴力団の威力を利用する目的又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又はその指定する者に対し、金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

10 祭礼等における措置

祭礼、興行その他の公共の場所に多数の者が特定の目的のために一時的に集合するような行事の主催者又はその運営に携わる者は、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとならないよう、当該行事の運営に暴力団又は暴力団員等に関与させないことその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

11 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

12 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

⑥ 徳島市産業支援交流センター条例を定めるについて

木工や藍染めなどの地域資源を活用した産業（以下「地場産業」という。）をはじめとする本市の産業を担う起業家、事業者等への支援を通じて新たな事業を創出し、産業を育成するとともに、利用者相互の交流を促進することにより、本市の経済の発展を図るため、徳島市産業支援交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

1 位置

センターの位置は、徳島市元町1丁目24番地とする。

2 事業

センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 起業及び経営の支援
- (2) センターの利用者相互の交流及び連携を促進するための場所の提供
- (3) 地場産業その他の本市の産業に関する情報の収集及び発信
- (4) 地場産業その他の本市の産業の製品の展示及び受託販売
- (5) その他設置目的を達成するために必要な事業

3 指定管理者による管理

センターの管理は、地方自治法に基づき、指定管理者に行わせる。

4 指定管理者が行う業務

指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) センターが行う事業に関する業務
- (2) センターの利用承諾に関する業務
- (3) センターの維持管理に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

5 休館日及び供用時間

- (1) センターの休館日は、毎週火曜日並びに1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。ただし、1階フロアについては1月1日とする。
- (2) センターの供用時間は、午前10時から午後9時までとする。ただし、1階フロアについては、午前10時から午後7時30分までとする。

6 施設等の利用承諾

センターの施設及び付属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承諾を受けなければならない。ただし、個人が共用の作業場所を利用する場合については、この限りでない。

7 利用承諾の制限

指定管理者は、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる等の場合は、利用の承諾をしない。

8 利用料金

- (1) センターの施設等の利用の承諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- (2) センターの施設の利用料金の額は、次に掲げる額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

区 分	利 用 料 金 の 額
フロア利用	1平方メートルにつき1日230円
委託販売	売上額の20%

備考 フロア利用の利用者が2,000円以上の入場料を徴収するときは2倍に相当する額とし、商品の展示販売等を目的として利用するときは5倍に相当する額とする。

- (3) センターの付属設備の利用料金の額は、一式又は1品につき1回3,130円の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- (4) 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。
- (5) 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

9 その他必要な事項

利用者等の守るべき事項その他センターの管理運営に関し必要な事項を定める。

10 関係条例の廃止

徳島市立木工会館条例を廃止する。

11 施行期日等

- (1) 規則で定める日から施行する。
- (2) 指定管理者の指定及びこれに係る手続等は、施行の前日においても行うことができる。

⑦ 徳島市中央卸売市場業務条例を定めるについて

卸売市場法の改正に伴い、現行の徳島市中央卸売市場業務条例の全部を改正する。

1 総則

- (1) 市場は、規則で定める日を除き、毎日開場するものとする。
- (2) 市場の開場の時間は午前0時から午後12時までとし、卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は開場の時間の範囲内で市長が定める。

2 卸売業務の許可等

- (1) 卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。
- (2) 卸売業者は、事業年度ごとに事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。
- (3) 卸売業者は、市場において行う卸売のせり人について、市長に届け出なければならない。
- (4) 仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。
- (5) 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者は、市長の承認を受けなければならない。
- (6) 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、規則で定める業務を営む者に対し、市場内の施設の使用を許可することができる。

3 売買取引の方法

- (1) 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。
- (2) 卸売業者の売買取引の方法は、せり売り、入札、相対取引又は定価売りによらなければならない。
- (3) 市長は、卸売市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。
- (4) 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者等に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。
- (5) 卸売業者は、取扱品目の部類に属する物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。
- (6) 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して、当日の入荷量に対する市長が定める割合を超えて卸売をしてはならない。
- (7) 卸売業者は、卸売の相手方として物品を買い受ける場合、市長の承認を受けなければならない。
- (8) 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、市長に届け出なければならない。
- (9) 仲卸業者は、卸売業者以外の者から買い入れて販売する場合、市長が定める割合

を超えて卸売業者以外の者から買い入れてはならない。

(10) 卸売業者は、卸売した数量及び価格その他の売買取引の結果等を公表しなければならない。

(11) 卸売業者は、営業日及び営業時間、取扱品目等の事項を公表しなければならない。

(12) 市長は、卸売業者から卸売予定数量、売買取引の結果等の報告を受けたときは、当該報告事項について公表しなければならない。

4 決済の方法

(1) 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、売買仕切金を支払わなければならない。

(2) 卸売業者から卸売を受けた者は、買い受けた物品の引渡しを受けた日の翌日（支払猶予の特約をしたときは、その特約の期日）までに、買い受けた物品の代金を支払わなければならない。

(3) 売買取引の支払方法は、現金、小切手、手形、送金又は電子決済のいずれかによるものとする。

5 監督

(1) 市長は、この条例に定められている遵守事項を取引参加者に遵守させるために必要な限度において、取引参加者に対し報告等を求め、又は市場の職員に、取引参加者の業務等の状況若しくは帳簿等を検査させることができる。

(2) 市長は、卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、改善に必要な措置を取るべき旨を命ずることができる。

(3) 市長は、卸売業者がこの条例等に違反した場合には、違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、業務の許可を取り消し、又は6月以内の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

6 施行期日等

(1) 令和2年6月21日から施行する。

(2) この条例の施行の際、現に受けている卸売業務の許可は、この条例の規定に基づく許可を受けたものとみなす等所要の経過措置を講ずる。

⑧ 徳島市都市公園条例の一部を改正する条例を定めるについて

都市公園に係る使用料のうち、公園施設を設ける場合の使用料について、次のとおり改正する。

1 使用料の改正

現行の売店、軽飲食店及びボート乗り場に加え、これら以外の公園施設について設置し、又は管理する場合の使用料を新設し、使用料の額を1平方メートルにつき1月80円とする。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

⑨ 徳島市下水道条例の一部を改正する条例を定めるについて

公共下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、次のとおり改正する。

1 題名の改正

条例の題名を「徳島市公共下水道事業条例」に改める。

2 地方公営企業法の適用

公共下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を令和2年4月1日から適用することとする。

3 経営の基本

(1) 公共下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

(2) 本市の公共下水道の設置区域は、下水道法の規定により公示する区域とする。

4 都市下水路に関する規定の削除

地方公営企業法の規定が適用されない都市下水路に関する規定を削る。

5 過料の改正

公共下水道の使用を開始した場合の届出を怠った場合等に科する過料の上限を5万円（現行 1万円）に引き上げる等の改正をする。

6 所要の改正

- (1) 使用料等の督促，督促手数料等について，規定を整備する。
- (2) 条例中の「市長」の用語を「上下水道事業管理者」に改める等用語の整備をする。

7 施行期日等

- (1) 令和2年4月1日から施行する。
- (2) この条例の施行の日前に改正前の条例の規定により市長がした処分その他の行為は，改正後の条例の規定により上下水道事業管理者がした処分その他の行為とみなす等所要の経過措置を講ずる。

⑩ 徳島市都市下水路条例を定めるについて

下水道法の規定に基づき，本市の都市下水路について必要な事項を定める。

1 技術上の基準

- (1) 都市下水路の構造の技術上の基準については，本市の公共下水道について定められている構造の技術上の基準の例による。
- (2) 都市下水路の維持管理に関して必要な技術上の基準は，下水の排除に支障がない部分を除き，しゅんせつを1年に1回以上行うこととする。

2 行為の許可

- (1) 都市下水路に固着して工作物等を設けることの許可（以下「行為の許可」という。）を受けようとする者は，平面図等を添付して市長に申請しなければならない。
- (2) 行為の許可を受けた事項の変更のうち，都市下水路の施設の機能を妨げる等のおそれのない工作物等に対する添加であって，許可を受けた者が当該工作物等の目的に付随して行うものについては，許可を要しない。

3 占用の許可等

- (1) 都市下水路の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け，継続して占用しようとする者は，市長の許可（以下「占用の許可」という。）を受けなければならない。ただし，占用物件の設置について行為の許可を受けたときは，その許可をもって占用の許可とみなす。
- (2) 占用の許可の期間は，5年以内において市長が定める期間とする。ただし，市長が必要と認めるときは，10年以内において市長が定める期間とすることができる。
- (3) 占用については，徳島市道路占用料条例に規定する占用料に相当する額の占用料

を徴収する。ただし、都市下水路に下水を排除することを目的とする占用物件についてはこの限りでない。

(4) 市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、占用料を減免することができる。

4 原状回復

(1) 占用の許可を受けた者は、占用の許可の期間が満了したとき又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除去し、原状回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不相当であると認めるときは、この限りでない。

(2) 市長は、占用の許可を受けた者に対して、原状回復について必要な指示をすることができる。

5 規則への委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

6 罰則

偽りその他不正な手段により占用料の徴収を免れた者等は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

7 施行期日等

(1) 令和2年4月1日から施行する。

(2) この条例の施行の際、現に受けている占用の許可は、当該許可の期間が満了するまでの間、この条例の規定により占用の許可を受けたものとみなす等所要の経過措置を講ずる。

⑪ 徳島市企業の業務状況の報告に関する条例等の一部を改正する等の条例を定めるについて

公共下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用し、水道局を上下水道局とすることに伴い、本市の関係条例の改正等をする。

1 徳島市企業の業務状況の報告に関する条例の一部改正

地方公営企業法に基づく業務状況の報告を行う地方公営企業に公共下水道事業を加える。

- 2 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正
上下水道局の職員に係る特殊勤務手当を定める。
- 3 徳島市水道事業条例の一部改正
 - (1) 条例中の「水道局」の用語を「上下水道局」に、「水道事業管理者」の用語を「上下水道事業管理者」に改める。
 - (2) 公共下水道事業との整合を図るため、過料の上限を5万円（現行 1万円）に引き上げる等所要の改正をする。
- 4 徳島市防災会議条例の一部改正
条例中の「水道局長」の用語を「上下水道局長」に改める。
- 5 技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正
本条例の適用範囲に、企業職員である技能職員が含まれないことを明確化する。
- 6 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
下水道事業に係る事務に従事した者に支給する特殊勤務手当を削除する。
- 7 徳島市職員給与等支払特別会計条例の一部改正
徳島市職員給与等支払特別会計の適用範囲から徳島市下水道事業特別会計を除外する。
- 8 徳島市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正
条例中の「市長」の用語を「上下水道事業管理者」に改める等所要の改正をする。
- 9 徳島市下水道事業特別会計条例の廃止
徳島市下水道事業特別会計条例を廃止する。
- 10 関係条例の改正
前記5の改正に伴い、徳島市職員の定年等に関する条例において引用する技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の条項を整備する。
- 11 施行期日等
 - (1) 令和2年4月1日から施行する。
 - (2) 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による等、所要の経過措置を講ずる。

⑫ 徳島市水道事業及び公共下水道事業の組織に関する条例を定めるについて

水道事業の組織である水道局を水道事業及び公共下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の組織である上下水道局とすることに伴い、徳島市水道事業の組織に関する条例の全部を改正する。

1 管理者

上下水道事業を通じて上下水道事業管理者を1人置く。

2 事務処理のための組織

- (1) 上下水道事業管理者の権限に属する事務を処理させるため、上下水道局を設ける。
- (2) 上下水道局に局長を置き、上下水道事業管理者を局長とする。

3 施行期日等

- (1) 令和2年4月1日から施行する。
- (2) この条例の施行の際、現に水道事業管理者である者は、施行日に上下水道事業管理者として任命されたものとみなす。この場合において、その者の任期は、水道事業管理者としての任期の残任期間と同一の期間とする。